

一時保育の無償化について

◆無償化の内容について◆

認可保育園や認定子ども園等に通っていない子どもが対象です。

○対象となるには？

「新しい2号・3号認定」が必要となります。

保育の必要性（保護者の就労や出産、求職活動等）がある場合に認定を受けることができます。詳しくは、問い合わせ先までご確認ください。

（市外にお住いの方は、お住いの市町村へお問い合わせください。）



○対象児童と上限額は？

「新しい2号・3号認定」を受けた

①3歳児から5歳児までの子どもは、月額37,000円

②0歳児から2歳児までの市民税非課税世帯の子どもは、月額42,000円までを上限に利用料が無償化となります。

○対象となる費用は？

保育料のみです。給食費や行事費などは対象外となります。

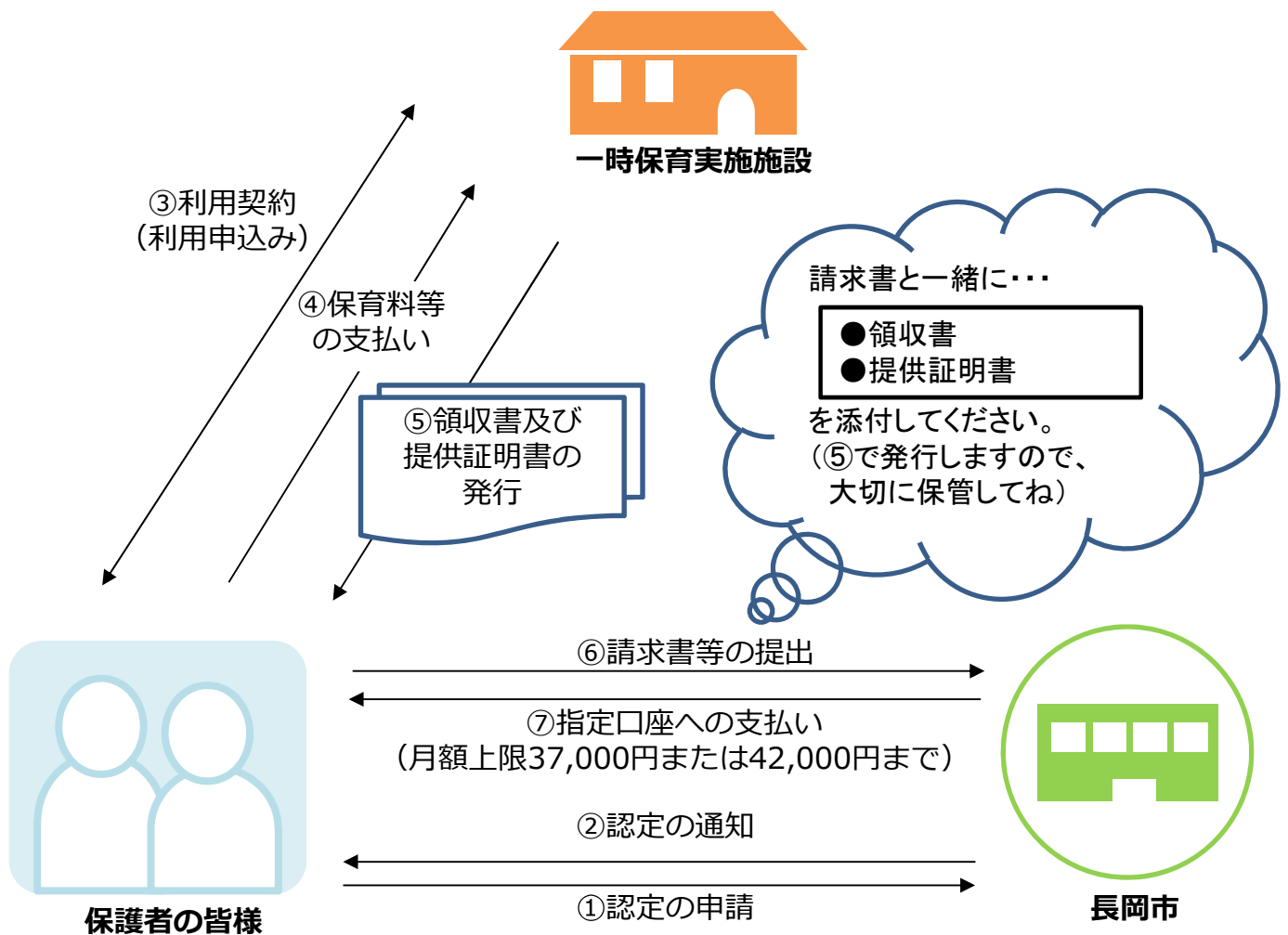
費用	無償化の対象	0～2歳児	3歳児以上
保育料	○	施設によって異なります。 詳しくは一時保育のしおりをご覧ください。	
給食費など	×		

○申請の方法は？

これまでどおり施設に保育料等をお支払いいただいた後、請求書や領収書などの必要書類を市に提出し、市が審査した後、上限額の範囲内で保護者が指定する口座に支払います。

※一時保育（子育ての駅含む）に加え、認可外保育施設、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターも上限額の範囲内で無償化となります。

[手続きのイメージ]



請求書などの申請に必要な書類や、詳細については各種サービスを実施している施設、または下記問い合わせ先までお気軽にお問い合わせください。

※請求書は長岡市保育課や一時保育を実施している施設に用意してあります。

また、長岡市ホームページにも掲載されています。

(市外にお住まいの方は、お住いの市町村へお問い合わせください。)

【問い合わせ先】

長岡市役所子ども未来部保育課

住所: 長岡市幸町2丁目1番1号 さいわいプラザ4階

電話: 0258-39-2219